

事務連絡
平成28年 4月20日

財務省関税局業務課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長

平成28年熊本県熊本地方の地震に係る
医薬品等支援物資の通関等について（依頼）

今般の地震による被災に対し、諸外国から支援物資として医薬品等が輸入されること等が予想されます。これらの取扱いについては下記のとおりとしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 医薬品等の緊急輸入時の通関

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規制対象については、「医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領」（平成27年11月30日付薬生発1130第2号。以下「取扱要領」という。）に基づき、確認いただいているところですが、今般の地震にともなう医薬品等の緊急輸入に対応するため、通常地方厚生局で行っている「医薬品等輸入報告書」の発給作業を、当課において行う場合があります。

緊急案件となるため、当課から事前に連絡をする「医薬品等輸入報告書」については、写し等となる場合がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

2. 供与先が特定されていない支援物資としての医薬品等の通関

供与先が特定されていない支援物資については、本来輸入者が行うべき事

前の「医薬品等輸入報告書」の届出が行えないため、当分の間、被災者向けの支援物資としての医薬品等に関しては、輸入後に都道府県を通じて当課に報告をいただくこととし、書類の確認を要せず通関させていただくようお願いいたします。

また、迅速な物資の供給が必要とされていることから、取扱要領に基づく他の確認書類についても、項目や添付書類の簡素化、写しによる確認となる場合がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

3. 海外緊急援助部隊の携行する医薬品の通関

今般の地震による被災に対し、医師等の医療チームからなる海外緊急援助部隊が国内未承認品を含む医薬品等を携行等して、被災地の患者等に対し医療の提供を行うことが想定されます。

海外緊急援助部隊が携行する医薬品等について、人道的な援助に基づく緊急的な措置のため、医療チームが使用する医薬品等を携行して輸入する際は、「医薬品等輸入報告書」が無い場合でも、通関手続を行っていただくようお願いいたします。

なお、NPO等の国家以外が編成する部隊については、事前に当課の確認を要することとします。

以上

事 務 連 絡
平成28年 4月20日

各都道府県薬務主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長

平成28年熊本県熊本地方の地震に係る
医薬品等支援物資の通関等について(依頼)

今般の地震による被災に対し、諸外国から支援物資として医薬品等が輸入されること等が予想されます。

これらの輸入については、いわゆる「個人輸入」として、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について」(平成27年11月30日付薬生発1130第1号)に基づき、輸入者が、通関前に地方厚生局に対し「医薬品等輸入報告書」の届出を行う必要があります。

しかし、供与先が特定されていない支援物資については、当該届出が行えないことから、支援物資を迅速に被災地に届ける必要性に鑑み、当分の間、被災者向けの支援物資については、医薬品等が梱包されていても、「医薬品等輸入報告書」の確認を行わず通関することとしました。

貴都道府県の薬務担当者におかれましては、災害担当部署と連携のうえ、受領した支援物資に医薬品等が梱包されていた場合は、その品目名及び数量についてご確認いただき、その結果を当課(連絡先は下記のとおり)まで報告くださいますようお願いいたします。

連絡先：医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課輸入監視係
電話 03-3595-2436 / FAX 03-3501-0034